

答弁書第九八号

内閣参質一七六第九八号

平成二十二年十一月十九日

内閣総理大臣 菅 直 人

参議院議長 西岡武夫殿

参議院議員浜田昌良君提出矯正施設における薬物依存症者の支援体制の拡充に関する質問に対し、別紙答
弁書を送付する。

参議院議員浜田昌良君提出矯正施設における薬物依存症者の支援体制の拡充に関する質問に対する答

弁書

一について

平成二十一年一月から平成二十二年九月末までに薬物依存離脱指導プログラムを受講した受刑者の人員は七千三百九十二人である。

薬物依存離脱指導プログラムを受講させることが必要な受刑者については、同プログラムが受講できるよう、引き続き実施体制の充実に努めてまいりたい。

二について

お尋ねの地域生活定着支援センターの運営費については、平成二十二年度予算において、セーフティネット支援対策等事業費補助金の対象事業の一つとして補助することとしており、同センター一か所当たり千七百万円を基準額として、国庫補助を行っている。

平成二十三年度においても同様の国庫補助を行えるよう、同年度予算の概算要求において、所要額を要求しているところである。

三について

保護観察所においては、保護観察及び生活環境の調整の一環として、薬物依存症者への支援を行うダルク等の民間の団体等と連携し、薬物事犯者の家族等を対象とした引受人会を開催するなどしているところである。